

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日
が休業日)

目次

- ◇ 告示 悪臭防止法による規制基準の決定
 - 土地改良事業の認可(二件)
 - 土地改良区の定款の変更
 - 土地改良法による換地計画の決定
 - 国有財産の用途廃止
 - 県道の路線の認定
 - 道路の区域の決定
 - 道路の供用の開始
 - 開発行為に関する工事の完了

告示

鳥取県告示第七百六十七号

悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)第三条並びに第四条第一号及び第二号の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出(漏出を含む。以下同じ。)を規制する地域(

以下「規制地域」という。)及び規制地域における悪臭物質の排出に係る規制基準(以下「規制基準」という。)を次のとおり定め、同法第六条の規定により告示する。
この告示は、昭和四十八年十月十二日から施行する。

昭和四十八年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 規制地域

鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、国府町、郡家町、鹿野町、青谷町、羽合町、東郷町、三朝町、赤碓町、淀江町及び日吉津村の区域のうち別図に示す地域

二 規制基準

悪臭防止法第四条第一号に規定する事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表の規制地域の区分の欄に掲げる区域ごとにそれぞれ同表の規制基準の欄に掲げるとおりとし、同条第二号に規定する事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準は、同表の規制地域の区分の欄に掲げる区域ごとにそれぞれ同表の規制基準の欄に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号)第二条に定める方法により算出して得た流量とする。

| 規制地域の区分 | 規制基準 (単位PPM) | | | | |
|---------|--------------|-----------|-------|-------|-------|
| | アンモニア | メチルメルカプタン | 硫化水素 | 硫化メチル | トリアミン |
| A 区域 | 一 | 〇・〇〇二 | 〇・〇二 | 〇・〇一 | 〇・〇〇五 |
| B 区域 | 二 | 〇・〇〇四 | 〇・〇六 | 〇・〇五 | 〇・〇二〇 |
| C 区域 | 五 | 〇・〇二〇 | 〇・二一〇 | 〇・二一〇 | 〇・〇七〇 |

備考

- (一) 「A区域」とは、別図のうち赤色で着色した部分の区域をいう。
 - (二) 「B区域」とは、別図のうち緑色で着色した部分の区域をいう。
 - (三) 「C区域」とは、別図のうち青色で着色した部分の区域をいう。
- (「別図」は、省略し、その図面を鳥取県庁、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百六十八号

中山町長から申請のあつた町営土地改良(退休寺地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百六十九号

北条町長から申請のあつた町営土地改良(米里地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十二日

鳥取県知事、石 破 二 朗

鳥取県告示第七百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、若し土地改良区の定款の変更を昭和四十八年十月六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、北条砂丘地区第二の一工区農道は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公示する。

昭和四十八年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯那北条町大字弓原三八四番四地 北条砂丘土地改良区事務所

四 異議の申立て

この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、この告示に係る決定に

対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十月六日から用途廃止した。

昭和四十八年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 場 所 | 面 積 (平方メートル) | 用 途 |
|-------------------------------------|-----------------|-----|
| 米子市安倍字清水尻離二三六番地先から同市安倍字清水尻離二〇七番地先まで | 一三三・七八 | 水路敷 |
| 米子市安倍字清水尻離二一九番地先から同市安倍字清水尻離二三四番地先まで | 一六一・四七 | 水路敷 |
| 米子市安倍字清水尻離二〇六番地先から同市安倍字清水尻離二一三番地先まで | 一八一・四八 | 道路敷 |

鳥取県告示第七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十八年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 整理番号 | 路線名 | 終 起 | 点 点 | 重要な経過地 |
|------|-------|-------|------------|--------|
| 226 | 秋里宮下線 | 鳥取市秋里 | 岩美郡国府町大字宮下 | |

鳥取県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十八年十月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十八年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル |
|-------|-------|---------------------------------------|---------------|-------------|
| 県道 | 秋里宮下線 | 鳥取市秋里字松下六二五番の一の先から同市安長字長ケケ丁四四一番の九の先まで | 五・二 | 七〇四・〇 |
| | | 鳥取市安長字長ケケ丁四四一番の三の先から同市西品治字土手外四八七番の先まで | 七・〇 | 四二〇・〇 |
| | | 鳥取市幸町一五三番の先から同市富安一丁目一番の先まで | 一一・〇 | 一、四三三・〇 |
| | | 鳥取市吉方一四番の先から岩美郡国府町大字宮下字下鷲尾四五二番の七の先まで | 二〇・〇 | 一、五一六・四 |

鳥取県告示第七百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十八年十月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十八年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 供用開始の期日 |
|-------|-------|--------------|--------------------------------------|-------------|
| 県道 | 秋里宮下線 | 鳥取市富安二丁目一番の先 | 鳥取市吉方一四番の先から岩美郡国府町大字宮下字下鷺尾四五二番の七の先まで | 昭和四十八年十月十二日 |

鳥取県告示第七百七十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十八年三月二十八日 鳥取県指令受都計第百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市東今在家字上萬田及び才田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市松並町二丁目一三七

日本海不動産株式会社

取締役社長 進木 進

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】